

## 平子先生の安全衛生相談コーナー

### (相談事例 No. 1 2) 構内下請け業者の安全衛生管理

#### Q 相談内容

当社は社員数約 100 名の化学系の製造業です。工場の物流部門に構内下請け（以下「関係請負人」という。）が入り、倉庫内において主にフォークリフトを使用して製品の整理や出荷等の作業を行っています。このように、当社工場内で関係請負人が作業を行う場合、当社は労働安全衛生法上どのような規定の適用があるのでしょうか。

#### A 回答

御社は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に規定する「元方事業者」となります。元方事業者の定義は安衛法第 15 条第 1 項において、「一の場合において行う仕事の一部を請負人に請け負わせているもの」と規定されています。この定義に該当すれば、建設業に限らずあらゆる業種の事業者にも元方事業者の規定が適用されます。

##### 1. 安衛法の元方事業者の規定

###### (1) 安衛法第 29 条（元方事業者の講ずべき措置）

- ①第 1 項 関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、安衛法令の規定に違反しないよう指導しなければならない。
- ②第 2 項 関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、安衛法令の規定に違反していると認める時は、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- ③第 3 項 （省略）

この規定の解釈例規（条文を解説した通知）によれば、関係請負人企業の災害発生率は元方事業者に比べて高く、その背景には関係請負人が行う作業は元方事業者の事業場内の設備の修理、製品の運搬等有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の構内であることから、自主的な取り組みのみでは十分な災害防止効果が上げられない面があることから、作業全般について責任と権限を有している元方事業者に、関係請負人及び関係請負人の労働者に対する安衛法令の遵守に関する指導、違反是正の指示義務を負わせることとした。と趣旨が解説されています。

###### (2) 安衛法第 30 条の 2

元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所において作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整その他必要な措置を講じなければならない。

この規定は、前記(1)の元方事業者の義務に追加して、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所において作業が行われることによって生ずる労働災害（混在作業による労働災害）を防止するため、安衛法が改正（平成 17 年法律第 108 号）され義務化されたものです。

この規定の解釈例規によれば、製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所において行われる作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整その他必要な措置を講じなければならないことが定められた。と趣旨が解説されています。

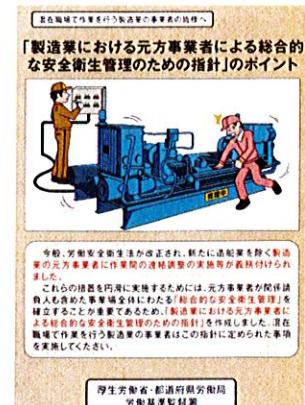
##### 2. 製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成 18 年 8 月 1 日付け 基発第 0801010 号）（以下「指針」という。）

前記(1)、(2)の安衛法の規定に基づき製造業（造船業を除く。）における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的として、元方事業者による関係請負人を含めた事業場全体の総合的な安全衛生管理を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが実施しなければならない事項、実施することが望ましい事項が示されています。

なお、実施すべき項目の一部を抜粋して記載します。

- 元方事業者が実施すべき事項→①総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画の実施
- ②作業間の連絡調整の実施
- ③関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- ④作業場所の巡視 等

- 関係請負人が実施すべき事項→①元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
- ②作業間の連絡調整の実施
- ③協議会への参加 等



※指針の詳細につきましては、厚生労働省のリーフレットを参照してください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

### 3. 元方事業者（御社）の安衛法令に基づく具体的な指導の例（安衛法第 29 条関係）

〈関係請負人が倉庫内でフォークリフトを使用した荷役作業を行う場合〉

- (1) 関係請負人は、安衛法の事業者としてフォークリフトに関する安衛法令の規定に基づき必要な対策を講じます。具体的な安衛法令としては労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 1 章の 2 車両系荷役機械等の第 151 条の 2 から第 151 条の 26 の条文が該当します。



元方事業者は、関係請負人がフォークリフトに関する安衛則の規定に違反しないよう必要な指導を行います。→作業巡視、作業間の連絡調整を行う場、協議会等の機会に指導を行います。

- (2) 前記(1)において、関係請負人及びその労働者が安衛則に違反していることを認めた場合



元方事業者は、関係請負人に対しフォークリフトに関する安衛則の規定違反の内容を説明し、速やかにその状況を是正するよう指示します。

〈関係請負人の違反の例〉

- ①作業計画未作成。
- ②運転席から離れる場合の措置としてエンジンを停止させ、ブレーキをかける等逸走を防止する措置を講じていなかった。
- ③フォークのパレットに作業者を乗せる等主たる用途以外に使用した。等

- (3) 元方事業者は、前記(1)(2)のとおり関係請負人が行うフォークリフト作業に必要な安衛法令上の措置について、労働災害を防止するため違反しないよう指導及び違反していると認められる場合には必要な指示を行う義務があります。この指導や指示を怠って労働災害が発生しその事実が確認された場合、元方事業者としての法違反が問われることも考えられますので留意してください。